

【表紙】

【提出書類】 外国会社報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月4日

【事業年度】 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 財務担当取締役
(Chief Financial Officer)
スティーブン・ユワート
(Steven Ewart)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 久 保 万理菜

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【外国会社報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年4月27日付で提出いたしました外国会社報告書の補足書類(1)の一部を訂正するため、本訂正報告書を提出いたします。

2【訂正事項】

- (1)外国会社報告書(開示府令第八号様式に代えて提出するもの)の補足書類(1)
第三部【「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」】

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

外国会社報告書(開示府令第八号様式に代えて提出するもの)の補足書類(1)

第三部【「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」】

(訂正前)

複数の主要リスクに影響を及ぼす可能性が高い重大な既存リスク及び新興リスク

1 事業の状況、一般経済及び地政学的問題

< 中略 >

新興国市場の市況悪化がソブリンや取引相手のデフォルトを通じてパークレイズ・グループの減損費用の増加につながった場合、パークレイズ・グループに影響を及ぼす可能性がある。さらに広範囲では、パークレイズ・グループが事業を展開する主要市場における状況の悪化は、例えば()企業、消費者又は投資家の景況感の悪化を受け、顧客活動(信用力のある顧客からの借入需要を含む。)の水準は低下し、又は間接的には、重要な市場においてGDP成長率に重大な悪影響を及ぼし、それがパークレイズ・グループの業績悪化につながることや、()デフォルト率及び減損の水準の上昇、()信用格付、株価及び取引相手の支払能力の変化によるトレーディング・ポートフォリオの時価評価損、()パークレイズ・グループの経営のため、他の金融機関から資本を入手できる能力の低下、及び()固定資産への投資や全体的な製品の成長の低迷等を含め、様々な形で業績に影響を及ぼす可能性がある。

2 金利の上昇は信用状態に悪影響を及ぼしている

< 中略 >

予想よりも早い金利の上昇も、パークレイズ・グループの財務機能としての投資活動の一部を構成する高品質の流動資産の価格に悪影響を及ぼすおそれがあり、結果的に、パークレイズ・グループの売却可能剰余金において予想よりも広幅な変動が生じる可能性がある。

3 英国のEUからの離脱プロセス

英国が2019年のEU離脱を決定した後の不確実性と市場のボラティリティの上昇は、EUとの将来的な取引関係の具体的な性質が明らかになるまで継続する模様である。EU離脱に伴う潜在的リスクには、以下が含まれる。

< 中略 >

- 英国が、EUの法規制(バンキング部門に関するEU規則を含む。)に基づく現行の一定の法律を置き換え又は無効とする措置を講じるなかで、パークレイズ・グループが事業活動を行うための法的枠組みに変化が生じ、不安定感を増す可能性がある。既存の契約の確実性、法的債務の強制執行可能性及び紛争の結果をめぐる不確実性は、英国裁判所とEU裁判所の裁判管轄に関する現在の取決めや、EU域内に共通する判決の

強制執行可能性が失われた場合の影響（既存のEU判例法の位置づけを含む。）が十分明らかになるまで、影響を受ける可能性がある。

4 規制変更による課題及びビジネスモデルへの影響

< 中略 >

2018年にパークレイズ・グループに影響を及ぼす最も重要な規制の変更は、パークレイズ・グループの構造改革プログラムに基づくリングフェンス銀行の設立である。構造改革の詳細については、2017年アニュアル・レポートの134ページにある「Supervision and Regulation」を参照のこと。かかる変化は、以下を含む多くのリスクを伴う。

< 中略 >

- 近年、デリバティブ市場はG20諸国の内外において規制当局から特に注目されており、標準化された店頭（OTC）デリバティブの報告及び清算並びに、清算されないOTCデリバティブについての義務的な証拠金受を求める規制が存在する。この分野での改革は進行中で、2018年中には追加的な要件の施行が予想される。さらに広範囲では、2018年1月に施行されたヨーロッパの金融商品市場指令（改訂版）は、ヨーロッパの規制上の枠組みを根本的に変更するもので、様々な金融商品に関して市場参加者に適用される重大な運用上の変更と市場構造及び市場慣行についての変更を伴っている。また、同様に2018年1月に施行されたEUベンチマーク規則は、EUにおけるベンチマークの使用を規制するものである。このように進化を続ける規制上の枠組みを遵守するためには、市場参加者による多大な費用負担を伴い、パークレイズ・グループ（特にパークレイズ・インターナショナル）が事業を展開する一定の市場に重大な影響が及んでいる。スワップ・ディーラーが適用対象となるその他の規制は、米国商品先物取引委員会が公表した規制も含め、パークレイズ・グループのデリバティブ事業に多大な費用負担を強いるものである。証券に基づくスワップに関する米国証券取引委員会の規則を含め、これらの要件やさらに追加されるいずれかの要件により、また様々な法域において規制当局がデリバティブ取引に課す要件が重複及び/又は矛盾する可能性により、デリバティブ事業は引き続き影響を受けることが予想される。

< 中略 >

5 リングフェンシングがパークレイズ・バンク・ピーエルシーに及ぼす一定の潜在的影響

< 中略 >

パークレイズ・バンク・ピーエルシーからパークレイズUK部門の資産及び事業を移転するという事は、当行グループはパークレイズ・グループ全体よりも多角化の点で劣ることになることを意味する。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・バンクUKピーエルシーの親会社とはならないため、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにパークレイズ・バンクUKピーエルシーの資産に対する権利はない。パークレイズ・グループに対する当行グループの特徴としては、特に以下の点が挙げられる。

< 中略 >

- 英国のリテール向け預金基盤がリングフェンス銀行に移転されることから、ホールセール資金調達源への依存度が高まること。英国のリテール向け住宅ローン資産もリングフェンス銀行に移転されることから、住宅ローン担保に依存していたパークレイズ・バンク・ピーエルシーによる資金調達の利用が減少する。したがって、当行グループは、ストレス時における場合を含め、資金調達にあたりより難しい状況及び/又は資金調達費用の増加に直面する可能性がある。リングフェンスが実施される結果、（パークレイズ・バンク・ピーエルシーのような）パークレイズ・グループの各事業体は、信用格付機関からそれぞれ異なる評価がなされる可能性があり、結果的にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの信用評価に違いが生じ、場合によってはより低い評価となり、信用格付がパークレイズ・グループより低い格付になるおそれがある。これにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの資金調達源及び資金調達の費用に悪影響が及ぶ可能性がある。

< 中略 >

各主要リスクに影響を及ぼす重大な既存リスク及び新興リスク

信用リスク

< 中略 >

2 特定の部門

パークレイズ・グループは、特定のポートフォリオにおける借入人及び取引相手に対する貸付金の信用の質及び回収率の変化から生じるリスクにさらされている。信用の質が悪化した場合、特定の部門における回収可能性が低下し、減損が増加する可能性がある。以下は、業績に重大な影響を及ぼす可能性がある、パークレイズ・グループのポートフォリオに関して不確実性のある分野である。

(a) 英国不動産市場

英国不動産は、英国のコーポレート及びリテール業務の信用エクスポージャー全体の重要な部分を占めているため、パークレイズ・グループは、英国の住宅部門及び商業用部門の両方の不動産価格の下落に伴うリスクにさらされている。外国投資、賃貸向け不動産投資（BTL）に対する高い需要及び低調な住宅供給を要因とする、ロンドン及び英国南東部における住宅価格の高騰により、住宅購買力指数が低下した。2017年末現在の平均住宅価格は、平均所得の5.6倍を上回った。

< 中略 >

財務及び資本リスク

< 中略 >

6 バンキング・ブック上の非取引性の市場リスク / 金利リスク

流動性バッファである投資収益の不足は、パークレイズ・グループの資金調達費用を増大させ、自己資本比率に影響を及ぼす可能性がある。パークレイズ・グループのバンキング・ブック上の金利リスクのための構造的なヘッジ・プログラムは、行動仮説に大きく依存している。したがって、ヘッジ戦略の成功は保証されたものではない。ヘッジの前提条件としての残高や期間に不一致が生じる可能性が、収益の悪化につながるおそれがある。

オペレーショナル・リスク

< 中略 >

2 サービスの回復力

パークレイズ・グループの業務処理の停止又は障害（技術システム、不動産サービス、人員確保若しくは主要なサプライヤーによる支援への影響を通じて発生したか否かを問わない。）は、パークレイズ・グループにとって重大な内在リスクのテーマである。

業務処理並びにかかる処理が依存している技術、不動産及びサプライヤーのサービスにおける回復力を養うことで、パークレイズ・グループの事業活動への障害を減らし又は完全に回避することができる。これを行わない場合、重大な顧客の不利益、パークレイズ・グループの顧客が被った損失の償還費用、規制上のけん責及び処罰の可能性並びにパークレイズ・グループの評判の悪化が生じる可能性がある。

< 中略 >

7 適切な資質を備えた従業員を雇用・維持する能力

パークレイズ・グループは、既存の収入源や新たなビジネスモデルへの移行を支え、多年度にわたる複雑な規制上の取組みや強制的な変更を実施するためのリソース要件を有している。かかる取組みには、多様な専門的能力を備えた従業員が必要であり、パークレイズ・グループが、かかる多様な構成の有能な人員を惹きつけ、教育し、確保することができるか否かが、パークレイズ・グループの中核的な事業活動及び戦略の実施の鍵となるが、これについては、様々な外的及び内的要因の影響を受ける。

< 中略 >

現在及び将来における規制の基準や期待の監視・管理を専門に担当する従業員や、パークレイズ・グループの戦略を実行するために必要な様々な専門的能力を備えた従業員等、適切な資質のある優秀な従業員を惹きつけ、又はかかる従業員の退職を阻止することができない場合、パークレイズ・グループの財務成績、管理体制及び従業員の雇用水準にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。また、これによりサービスに混乱が生じるおそれがあり、ひいては特定の顧客グループの権利の剥奪、顧客の不利益やパークレイズ・グループの評判の悪化につながる可能性がある。

< 中略 >

行為リスク

故意又は過失による場合を含め、不適切な金融サービスの提供により、顧客、市場の完全性、競争又はパークレイズ・グループにとって不利益が生じるリスクがある。かかるリスクは、様々な形で明らかとなる可能性がある。

< 中略 >

レピュテーション・リスク

ある行為、取引、投資又は事象により、パークレイズ・グループの誠実性や能力に対する、顧客、取引相手、投資家、規制当局又は公衆の信頼が損なわれるリスク

< 後略 >

(訂正後)

複数の主要リスクに影響を及ぼす可能性が高い重大な既存リスク及び新興リスク

1 事業の状況、一般経済及び地政学的問題

< 中略 >

新興国市場の市況悪化がソブリンや取引相手のデフォルトを通じてパークレイズ・グループの減損費用の増加につながった場合、パークレイズ・グループに影響を及ぼす可能性がある。さらに広範囲では、パークレイズ・グループが事業を展開する主要市場における状況の悪化は、例えば()企業、消費者又は投資家の景況感の悪化を受け、顧客活動(信用力のある顧客からの借入需要を含む。)の水準は低下し、又は間接的には、重要な市場においてGDP成長率に重大な悪影響を及ぼし、それがパークレイズ・グループの業績悪化につながることや、()デフォルト率及び減損の水準の上昇、()信用格付、株価及び取引相手の支払能力の変化によるトレーディング・ポートフォリオの時価評価損、()パークレイズ・グループの経営のため、他の金融機関から資本を入手できる能力の低下、及び()固定資産への投資や全体的な生産性改善の低迷等を含め、様々な形で業績に影響を及ぼす可能性がある。

2 金利の上昇は信用状態に悪影響を及ぼしている

< 中略 >

予想よりも早い金利の上昇も、パークレイズ・グループの財務機能としての投資活動の一部を構成する高品質の流動資産の価格に悪影響を及ぼすおそれがあり、結果的に、パークレイズ・グループの売却可能資産準備金において予想よりも広幅な変動が生じる可能性がある。

3 英国のEUからの離脱プロセス

英国が2019年のEU離脱を決定した後の不確実性と市場のボラティリティの上昇は、EUとの将来的な取引関係の具体的な性質が明らかになるまで継続する模様である。EU離脱に伴う潜在的リスクには、以下が含まれる。

< 中略 >

- 英国が、EUの法規制(銀行業界に関するEU規則を含む。)に基づく現行の一定の法律を置き換え又は無効とする措置を講じるなかで、パークレイズ・グループが事業活動を行うための法的枠組みに変化が生じ、不安定感を増す可能性がある。既存の契約の確実性、法的債務の強制執行可能性及び紛争の結果をめぐる

不確実性は、英国裁判所とEU裁判所の裁判管轄に関する現在の取決めや、EU域内に共通する判決の強制執行可能性が失われた場合の影響（既存のEU判例法の位置づけを含む。）が十分明らかになるまで、影響を受ける可能性がある。

4 規制変更による課題及びビジネスモデルへの影響

< 中略 >

2018年にパークレイズ・グループに影響を及ぼす最も重要な規制の変更は、パークレイズ・グループの構造改革プログラムに基づくリングフェンス銀行の設立である。構造改革の詳細については、2017年アニュアル・レポートの134ページにある「Supervision and Regulation」を参照のこと。かかる変化は、以下を含む多くのリスクを伴う。

< 中略 >

- 近年、デリバティブ市場はG20諸国の内外において規制当局から特に注目されており、標準化された店頭（OTC）デリバティブの報告及び清算並びに、非清算OTCデリバティブについての義務的な証拠金授受を求める規制が存在する。この分野での改革は進行中で、2018年中には追加的な要件の施行が予想される。さらに広範囲では、2018年1月に施行されたヨーロッパの金融商品市場指令（改訂版）は、ヨーロッパの規制上の枠組みを根本的に変更するもので、様々な金融商品に関して市場参加者に適用される重大な運用上の変更と市場構造及び市場慣行についての変更を伴っている。また、同様に2018年1月に施行されたEUベンチマーク規則は、EUにおけるベンチマークの使用を規制するものである。このように進化を続ける規制上の枠組みを遵守するためには、市場参加者による多大な費用負担を伴い、パークレイズ・グループ（特にパークレイズ・インターナショナル）が事業を展開する一定の市場に重大な影響が及んでいる。スワップ・ディーラーが適用対象となるその他の規制は、米国商品先物取引委員会が公表した規制も含め、パークレイズ・グループのデリバティブ事業に多大な費用負担を強いるものである。証券に基づくスワップに関する米国証券取引委員会の規則を含め、これらの要件やさらに追加されるいずれかの要件により、また様々な法域において規制当局がデリバティブ取引に課す要件が重複及び/又は矛盾する可能性により、デリバティブ事業は引き続き影響を受けることが予想される。

< 中略 >

5 リングフェンシングがパークレイズ・バンク・ピーエルシーに及ぼす一定の潜在的影響

< 中略 >

パークレイズ・バンク・ピーエルシーからパークレイズUK部門の資産及び事業を移転するという事は、当行グループはパークレイズ・グループ全体よりも多角化の点で劣ることになることを意味する。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・バンクUKピーエルシーの親会社とはならないため、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにパークレイズ・バンクUKピーエルシーの資産に対する権利はない。パークレイズ・グループに対する当行グループの特徴としては、特に以下の点が挙げられる。

< 中略 >

- 英国のリテール向け預金基盤がリングフェンス銀行に移転されることから、ホールセール資金調達源への依存度が高まること。英国のリテール向け住宅ローン資産もリングフェンス銀行に移転されることから、パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる住宅ローン担保に依拠した資金調達手段が減少する。したがって、当行グループは、ストレス時における場合を含め、資金調達にあたりより難しい状況及び/又は資金調達費用の増加に直面する可能性がある。リングフェンスが実施される結果、（パークレイズ・バンク・ピーエルシーのような）パークレイズ・グループの各事業体は、信用格付機関からそれぞれ異なる評価がなされる可能性があり、結果的にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの信用評価に違いが生じ、場合によってはより低い評価となり、信用格付がパークレイズ・グループより低い格付になるおそれがある。これにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの資金調達源及び資金調達の費用に悪影響が及ぶ可能性がある。

< 中略 >

各主要リスクに影響を及ぼす重大な既存リスク及び新興リスク

信用リスク

< 中略 >

2 特定の部門

パークレイズ・グループは、特定のポートフォリオにおける借入人及び取引相手に対する貸付金の信用の質及び回収率の変化から生じるリスクにさらされている。信用の質が悪化した場合、特定の部門における回収可能性が低下し、減損が増加する可能性がある。以下は、業績に重大な影響を及ぼす可能性がある、パークレイズ・グループのポートフォリオに関して不確実性のある分野である。

(a) 英国不動産市場

英国不動産は、英国のコーポレート及びリテール業務の信用エクスポージャー全体の重要な部分を占めているため、パークレイズ・グループは、英国の住宅部門及び商業部門の両方の不動産価格の下落に伴うリスクにさらされている。海外からの投資、賃貸向け不動産投資（BTL）に対する高い需要及び低調な住宅供給を要因とする、ロンドン及び英国南東部における住宅価格の高騰により、住宅購買力指数が低下した。2017年末現在の平均住宅価格は、平均所得の5.6倍を上回った。

< 中略 >

財務及び資本リスク

< 中略 >

6 バンキング・ブック上の非取引性の市場リスク/金利リスク

流動性バッファーによる投資からの収益の不足は、パークレイズ・グループの資金調達費用を増大させ、自己資本比率に影響を及ぼす可能性がある。パークレイズ・グループのバンキング・ブック上の金利リスクのための構造的なヘッジ・プログラムは、行動仮説に大きく依存している。したがって、ヘッジ戦略の成功は保証されたものではない。ヘッジの前提条件としての残高や期間に不一致が生じる可能性が、収益の悪化につながるおそれがある。

オペレーショナル・リスク

< 中略 >

2 サービスの回復力

パークレイズ・グループの業務処理の停止又は障害（技術システム、不動産サービス、人員確保若しくは主要なサプライヤーによる支援への影響を通じて発生したか否かを問わない。）は、パークレイズ・グループにとって重大な内在リスクのテーマである。

業務処理並びにかかる処理が依存している技術、不動産及びサプライヤーのサービスにおける回復力を養うことで、パークレイズ・グループの事業活動への障害を減らし又は完全に回避することができる。これを行わない場合、重大な顧客の不利益、パークレイズ・グループの顧客が被った損失の賠償費用、規制上のけん責及び処罰の可能性並びにパークレイズ・グループの評判の悪化が生じる可能性がある。

< 中略 >

7 適切な資質を備えた従業員を雇用・維持する能力

パークレイズ・グループは、既存の収入源や新たなビジネスモデルへの移行を支え、多年度にわたる複雑な規制上の取組みや強制的な変更を実施するための経営資源が必要である。かかる取組みには、多様な専門的能力を備えた従業員が必要であり、パークレイズ・グループが、かかる多様な構成の有能な人員を惹きつけ、教育し、確保することができるか否かが、パークレイズ・グループの中核的な事業活動及び戦略の実施の鍵となるが、これについては、様々な外的及び内的要因の影響を受ける。

< 中略 >

現現在及び将来における規制の基準や期待の監視・管理を専門に担当する従業員や、パークレイズ・グループの戦略を実行するために必要な様々な専門的能力を備えた従業員等、適切な資質のある優秀な従業員を惹きつけ、又はかかる従業員の退職を阻止することができない場合、パークレイズ・グループの財務成績、管理体制及び従業員の雇用水準にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。また、これによりサービスに混乱が生じるおそれがあり、ひいては特定の顧客グループの喪失、顧客の不利益やパークレイズ・グループの評判の悪化につながる可能性がある。

< 中略 >

コンダクト・リスク

故意又は過失による場合を含め、不適切な金融サービスの提供により、顧客、市場の完全性、競争又はパークレイズ・グループにとって不利益が生じるリスクがある。かかるリスクは、様々な形で明らかとなる可能性がある。

< 中略 >

レピュテーション・リスク

ある行為、取引、投資又は事象により、パークレイズ・グループの誠実性や能力に対する、顧客、取引相手、投資家、規制当局、従業員又は公衆の信頼が損なわれるリスク

< 後略 >